

運転経歴証明書申請のご案内

◆ 運転経歴証明書とは

運転免許の自主返納を行った日又は、運転免許の有効期限が切れた日から、過去5年間の運転経歴等が表示されたカードのことです。

運転免許証に代わる身分証として活用することができます（自動車等の運転はできません。有効期限はありません）。

運転経歴証明書の申請は原則本人ですが、家族等による代理申請ができる場合もあります。



| | | |
|--------------|---|---|
| 申請ができる人 | 住所が山形県内にある方で、 <ul style="list-style-type: none">申請による取消し（免許の自主返納）によって全ての免許を返納し、その返納（取消決定日）から5年以内の方運転免許証が失効し、その失効日から5年以内に申請し、運転免許の取消し等の基準に該当しない方 <p>※免許を失効した方が運転経歴証明書の交付を受けた場合は、免許を再取得する際の試験の一部免除の特例を受けることはできません。</p> | |
| 受付場所・日時 | 平日 (月～金) | 午前10時～午前11時30分 午後 2時～午後 3時30分 |
| | 日曜日 要申込 | 午後2時～午後3時 事前申込が必要です 総合交通安全センター 電話 (023) 655-2150 音声ガイダンス3番 申込受付時間：平日（祝日を除く月～金） 午前8時30分～午後5時15分 ※日曜日は運転免許を失効した方の申請はできません。 ※日曜日はご家族等による代理申請はできません。 |
| | 住所地の警察署 | 平日 (月～金) |
| 午前9時～午後4時30分 | | |
| 必要書類 | <ul style="list-style-type: none">申請による運転免許の取消通知書（免許返納時に交付された通知書） 通知書を紛失した場合は住民票（発行から6か月以内のもの）、個人番号カード、国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書等の住所・氏名・生年月日が確認できる書類 ※資格確認書は有効期限切れでないもの運転免許が失効した方で、運転経歴証明書を申請する場合 失効した運転免許証とそれ以外で住所・氏名・生年月日が確認できる書類（住民票、個人番号カード、資格確認書等）※失効した運転免許証のみの提示では受理できません外国人の場合 在留カード、特別永住者証明書、外国人特定事項が記載された住民票（発行から6か月以内のもの）のいずれかの書類山形、上山、天童、寒河江、村山警察署での手続の場合 運転経歴証明書作成用顔写真（縦3cm×横2.4cm、6か月以内に撮影した正面、上三分身、無帽、無背景のもの）1枚代理人による申請の場合<ul style="list-style-type: none">本人直筆の委任状運転経歴証明書作成用顔写真（上記のとおり）1枚代理人の身分証明書警察署での申請で、郵送での運転経歴証明書の受取りを希望する場合<ul style="list-style-type: none">返信用封筒（長3形封筒に送り先の郵便番号・住所・氏名を記入したもの）1枚切手460円分（基本料金110円+簡易書留料金350円） <p>※マイナ経歴証明書を申請する場合は、必要書類や手数料が変わりますので事前に平日の執務時間内にお問い合わせください。</p> | |
| 手数料 | 1,150円（山形県収入証紙） | |

※運転免許の有効期限が切れた方、県外で返納手続された方、旧様式の運転経歴証明書（平成24年3月31日以前に交付されたもの）をお持ちの方で新様式への切り替えを希望する方は、平日の執務時間内にお問い合わせください。

※総合交通安全センターでの手続の場合は即日交付、警察署での手続の場合は約2週間後に申請した窓口での受取り又は郵送での交付となります。

山形県警察本部交通部運転免許課（山形県総合交通安全センター）

994-0068 天童市大字高柳1300 電話 (023) 655-2150 (音声ガイダンス3番)